

第 31 号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年 3 月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(料金)			(料金)		
第12条 [略]			第12条 [略]		
2 基本料金は、次の表のとおりとする。			2 基本料金は、次の表のとおりとする。		
メーターの口径	基本料金（1戸又は1箇所当たり1月につき）		メーターの口径	基本料金（1戸又は1箇所当たり1月につき）	
20ミリメートル以下	使用水量5立方メートルまで	960円	20ミリメートル以下	使用水量10立方メートルまで	880円
25ミリメートル		2,200円	25ミリメートル		1,700円
40ミリメートル		6,200円	40ミリメートル		4,500円

100ミリメートル		12,100円
75ミリメートル		30,800円
50ミリメートル		61,300円
25ミリメートル		151,500円
15ミリメートル		338,900円

100ミリメートル		8,800円
75ミリメートル		21,700円
50ミリメートル		41,000円
25ミリメートル		106,000円
15ミリメートル		212,000円

3 前項の規定にかかわらず、共用家事用（共用かつ家事用の用途をいう。以下同じ。）として給水を受ける場合の基本料金は、1戸又は1箇所当たり1月につき使用水量5立方メートルまで630円とする。

3 前項の規定にかかわらず、共用家事用（共用かつ家事用の用途をいう。以下同じ。）として給水を受ける場合の基本料金は、1戸又は1箇所当たり1月につき使用水量10立方メートルまで590円とする。

4 従量料金は、次の表のとおりとする。ただし、口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合において、使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまでの部分の水量に係る従量料金は、1立方メートルにつき10円とする。

4 従量料金は、次の表のとおりとする。ただし、口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合は、使用水量10立方メートルを超える部分の水量に係る料金を当該従量料金とする。

用途	使用水量の区分 (1戸又は1箇所 当たり1月につ き)	従量料金 (1立方メ ートルにつ き)

用途	使用水量の区分 (1戸又は1箇所 当たり1月につ き)	従量料金 (1立方メ ートルにつ き)

一般用	20立方メートルまでの分（口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあつては、10立方メートルを超え20立方メートルまでの分）	165円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	180円
	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	225円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	245円
	100立方メートルを超える分	285円
業務用	20立方メートルまでの分（口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあつては、10立方メートル	190円

一般用	20立方メートルまでの分	145円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	155円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	215円
	100立方メートルを超える分	250円
業務用	30立方メートルまでの分	180円

	ルを超え20立方メートルまでの分)	
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	205円
	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	260円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	295円
	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	325円
	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	365円
	1,000立方メートルを超える分	395円
公衆浴場用	1立方メートル以上の分(口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあっては、10立方メートルを超える分)	[略]

	30立方メートルを超え60立方メートルまでの分	230円
	60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	265円
	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	290円
	300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	330円
	1,000立方メートルを超える分	360円
公衆浴場用	1立方メートル以上の分	[略]

共 用 家 事 用	5立方メートルを	90円
	超える分（口径20	
	ミリメートル以下	
	のメーターにより	
	給水を受ける場合	
	にあつては、10立 方メートルを超え る分）	

5 [略]

（特別給水の料金）

第13条 前条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用以外の用のため給水を行つた場合又は給水装置を用いない方法で給水を行つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき450円以下で管理者の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

（特別な場合における料金の計算等）

第16条 [略]

共 用 家 事 用	10立方メートルを	80円
	超える分	

5 [略]

（遅収料金）

第12条の2 前条により算定された料金を管理者の指定する期日を過ぎた日以降に納入する場合は、当該料金の100分の5を加算する。

（特別給水の料金）

第13条 第12条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用以外の用のため給水を行つた場合又は給水装置を用いない方法で給水を行つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき415円以下で管理者の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

（特別な場合における料金の計算等）

第16条 [略]

2、3 [略]

4 検針期間（定例日の翌日から翌定例日までの期間をいう。以下同じ。）
の中途において給水を開始又は廃止
した場合における料金は、第12条の
規定にかかわらず、次に掲げる方法
により算定する。この場合において、
次の各号の規定による計算の結果に
おける水量又は金額に1立方メート
ル又は1円未満の端数があるとき
は、これを切り捨てるものとする。

(1) 月数及び使用水量は、次に定め
るところによる。

ア 月数

使用日数31日ごとに1月とし、
1月に満たない端数が生じたとき
は、これを1月とする。

イ 使用水量

使用水量を使用日数で除して得
た数に換算使用日数（アの月数に
31を乗じて得た日数をいう。以下
同じ。）を乗じた水量

(2) 基本料金及び従量料金は、前号
アに定める月数に同号イに定める
使用水量を使用したものとして、第
12条に定めるところにより算定す
る。

(3) 料金は、前号の規定により算定

2、3 [略]

4 月の中途において給水を開始し、
又は廃止したときの料金は、1月分
として計算する。

した基本料金と従量料金の合計額を日割り(使用日数を換算使用日数で除して得た割合を乗じることをいう。以下同じ。)した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、検針期間の中途において給水を廃止した場合であって、第2号の規定により算定した基本料金と従量料金の合計額を日割りした額が200円を超えないときは、これを200円とみなして、前号の規定により料金を算定する。

5 管理者は、前項の規定により料金を算定することが適当でないとき認めるときは、これによらないことができる。

6 [略]

(構造及び材質)

第24条 [略]

(給水管及び給水用具等の指定)

第24条の2 管理者は、災害その他の事由による給水装置の損傷を防止

5 [略]

(構造及び材質)

第24条 [略]

2 管理者は、必要があると認めるときは、給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

し、及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具（これを保護するための附属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事業
者に対し、配水管に給水管を取り付
ける工事及び当該取付口からメー
ターまでの給水装置工事に関する工
法、工期その他の工事上の条件を指
示することができる。

（メーターの設置及び保管）

第25条 [略]

2 メーターを設置する位置は、管理
者が定める。

3、4 [略]

（固定費負担金の金額の算定）

第31条の9 [略]

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分

（メーターの設置及び保管）

第25条 [略]

2、3 [略]

（固定費負担金の金額の算定）

第31条の9 [略]

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分

の110を乗じて得た金額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に定める金額

用途	水量の区分（1戸又は1箇所当たり2月につき）	金額（1立方メートルにつき）
一般 用	40立方メートルまでの分	140円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	150円
	60立方メートルを超え120立方メートルまでの分	190円
	120立方メートルを超え200立方メートルまでの分	210円
	200立方メートルを超える分	245円
業務 用	40立方メートルまでの分	160円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	175円

の110を乗じて得た金額とする。

(1)、(2) [略]

(3) 次の表の左欄及び中欄の区分に応じ、同表の右欄に定める金額

用途	水量の区分（1戸又は1箇所当たり2月につき）	金額（1立方メートルにつき）
一般 用	40立方メートルまでの分	125円
	40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	130円
	60立方メートルを超え200立方メートルまでの分	185円
	200立方メートルを超える分	215円
業務 用	60立方メートルまでの分	155円

	60立方メートルを 超え120立方メー トルまでの分	<u>220円</u>
	120立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	<u>250円</u>
	200立方メートルを 超え600立方メー トルまでの分	<u>275円</u>
	600立方メートルを 超え2,000立方メー トルまでの分	<u>310円</u>
	2,000立方メートル を超える分	<u>335円</u>
[略]	[略]	[略]
共 用 家 事 用	10立方メートルを 超える分	<u>75円</u>
備考	[略]	

3 [略]

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第25条第3項の規定に違反した者

(3)～(5) [略]

	60立方メートルを 超え120立方メー トルまでの分	<u>195円</u>
	120立方メートルを 超え200立方メー トルまでの分	<u>230円</u>
	200立方メートルを 超え600立方メー トルまでの分	<u>250円</u>
	600立方メートルを 超え2,000立方メー トルまでの分	<u>285円</u>
	2,000立方メートル を超える分	<u>310円</u>
[略]	[略]	[略]
共 用 家 事 用	20立方メートルを 超える分	<u>65円</u>
備考	[略]	

3 [略]

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) [略]

(2) 第25条第2項の規定に違反した者

(3)～(5) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第16条第4項の改正規定は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市水道条例（以下「新条例」という。）第12条、第13条及び第31条の9の規定は、令和6年12月1日以後に決定又は認定する使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 令和6年10月1日前に遅収料金が生じた場合におけるその遅収料金を生ずべき水道料金に係る遅収料金の率については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条第4項の規定は、令和7年2月1日以後に決定又は認定する使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

理 由

水道料金を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。